

アメリカ文化論(III)

金 勝 久

目 次

- § 15. 木偶坊と Mannerism
- § 16. The Populists' Party の敗北と共和党政権の確立
- § 17. 革新的潮流の背景
- § 18. 指導者と政策論

《註》

§ 15. 木偶坊とMannerism

考えて見ると、19世紀後半のアメリカの社会には、第7代大統領 Andrew Jackson⁽¹⁾ 時代から受け継がれてきた経済組織を全面的にゆれ動かすような種々な事件に充ちていた。

その主なるものを歴史的に列挙すると、

1. 南部 Plantation の衰退による人種觀、および階級意識の激変(1865年以降)
2. 大西部への進出と、Frontier の消滅 (1890年)
3. 農耕家族のための自由地の消滅 (1890年)
4. 産業および、交通の発展と企業の集中 (1869年に最初の大陸横断鉄道の完成、1882年に Standard Oil Co. の Trust 実現)
5. 移民の増加による都市の数と規模の増大 (1883年に Brooklin 橋が完成された)
6. 金権政治と大企業保護の政策 (1890年に Sherman 反トラスト法が制定されることにより、意図に反しこの傾向は急激に強まる)
7. 政策批判と労働運動の前進 (1886年に Samuel Gompers 指導の下に、A. F. L. の勢力が急激に拡大した)

等である。

この間の詳細は、既に § 13. (Yankeeism の理念) ならびに § 14. (Anti-Yankeeism の百家争鳴) に述べた通りであるが、結局、当初のアメリカ人の価値観が大きく変って、ややもすれば、Yankeeism の卑俗性が国民全体を俗化させようとする傾向に対し、植民当初の俊厳な宗教的道徳観がそれを阻止しようとする葛藤の結果、後者、すなわち、俊厳な宗教的道徳観に立った政党批判が革新運動を出現させる契機となったのである。

ところが、この現実に対し、政党側の考え方と体質が、それに対処できなかつたという原因是、一体、どこにあるのであろうか？

1つの見方としては、やはり南北戦争が最大な転換点であつて、戦争の英雄をいつまでも過大評価する考え方が相変らず続いた結果、政権を握った共和党が、その政策を、常に南北戦争当時の将軍とか英雄に委ねたという事実を指摘することができる。すなわち、1868年から1900年までの9回の大統領選挙において共和党は7回の勝利をおさめていて、その7回のうち、たった1人を除いて、他のすべての場合、南北戦争当時の軍事的英雄を候補者にたてるこによつて勝利をおさめたのである。

この軍事的英雄崇拜の観念は、従来のアメリカ人的価値観と、初代大統領 George Washington 以来の伝統的事実にある程度由来するものであろうが、それにしても、この農業的・工業的、そして社会的大転換期の30年間に、与党の共和党のみならず、野党の民主党までが、ただ、関税と通貨の論争のみに終始したのは、余りにも無策であったと言わなければならない。なぜならば、このような社会情勢下にあっては、好むと好まざるにかかわらず、政策のみならず、体質の転換を迫まられていたのに、歴代の大統領は、正に、木偶坊であり、旧態依然たる Mannerism を打破することができなかつたのである。

このような政治的無策は、容易に汚職を瀕発させ、それが原因となって、一層烈しい社会的不満と不安、さらにスキャンダルとストライキなどを招くものであることは、古来、洋の東西、時の古今を問わず歴史の教えるところである。

この点を、この時期にたったひとりの民主党の大統領として選出された Stephen Grover Cleveland の実績をたどりながら、さきにのべた歴史的真理が The U. S. A. においても例外ではないことを確認してみよう。

史実によれば、前に触れた9回の大統領選挙のうち、たった2回だけの民主党の勝利は、Stephen Grover Cleveland というただ1人の民主党候補者によってなしとげられたことは、上述のような情勢の変化と政党の体質とに決して無関係ではなかった。

そのいきさつは次の通りである。

第20代大統領 James A. Garfield⁽²⁾ がその任期の最初の年(1881年)に、刺客の弾丸に倒れると、副大統領の Chester A. Arthur (1881—85)⁽³⁾ がそのあとを継いだが、彼は精彩を欠いた人物で、全国民の熱情を湧きたたせるだけの力はなかった。この時には、さしもの共和党の運命も徐々に傾きつつあったと言ってよからう。

なぜならば、南北戦争の感激は、次第にうすれてゆき、連邦を救い、奴隸を解放した共和党の業績も、長年にわたる汚職と醜聞とによって相殺された形になったからである。しかし共和党の指導者達は、尚も、過去の栄光と人気とを過信していたので、今度は文官を候補に立てても大丈夫とした。こうして、1884年には、はじめて文官出身である Maine 州の James G. Blaine⁽⁴⁾ を大統領候補に指名した。しかし J. G. Blaine は興業銀行疑惑事件 (Credit Mobilier Scandal)⁽⁵⁾ に多少の関係があると見られていたために、この選択を「侮辱」と考えた共和党の不平分子は、大量に離党したために、S. G. Cleveland は辛うじて金的を射とめた結果となった。

S. G. Cleveland は、Buffalo (N. Y.) 市長、ついで New York 州知事の経歴を有していたが、戦争の英雄では全然なかった。それどころか、彼は身代り兵を雇って自分の代りに戦争に出て貰った程であったがために、多少の不安はない訳ではなかったが、市長として、また州知事としての行政的実績と、正直で知的な性格であったために民衆の意に叶った訳である。

そこで、大統領に当選するや、彼は民主党の旗印である金本位制度の維持に

努力する傍ら、公務員制度の改革や、低率保護関税の実施に業績をあげたが、南北戦争従軍々人に対する恩給法拡大の適用に反対したために、次の選挙(1888年)には、民主・共和両党から反感を買う破目になった。

これに反し、共和党は前回の失敗に鑑み、候補者として軍人の英雄をさし向けるという元の慣習にもどり、Benjamin Harrison⁽⁶⁾を候補に選んだ。

B. Harrisonは冷たい人柄で、どの点から見ても平凡な人物であったが、第9代大統領W. H. Harrisonの孫であるということと、南北戦争では准将であったという軍歴が物を言って、S. G. Clevelandを破って23代の大統領の座を獲得した。

大統領としてのHarrisonの手腕には英雄らしいところがあったのかも知れないが、彼は高率保護関税という共和党の伝統政策を金科玉条として、それをひたすら固守することにとどまったので、国民からはただ反感を招いただけであった。そのために、次の選挙(1892年)には再びS. G. Clevelandが返えり咲く結果となった。

第二期の大統領としてのS. G. Clevelandは党のために、通貨問題については断固として金本位制を主張し続けたあまり、Harrison政権下に成立したばかりの「Sherman反トラスト法」⁽⁷⁾を廃止したために、逆に民主党急進派の非難を買う結果となり大変な不評を買った。そして、更に、1894年のPullman Strike⁽⁸⁾に対し、郵便物保護の名目の下にストライキ禁止の命令を出しただけでなく、2,000人の連邦軍を派遣する拳に出た。このためにEugene V. Debsの指導するアメリカ鉄道組合を解散させ、一応ストライキを鎮圧するという目的を達したのであるが、反面、連邦政府は労使のための公正な中立的裁定者ではなく、大企業の味方であるという印象を民衆に与えることになり、遂には、労働者のみならず、農民層の支持を完全に失う結果となってしまった。

この間に発生した政治的腐敗とストライキとを一覧表にすると次のようになっている。

1872年 Credit Mobilier事件⁽⁹⁾

1877年 鉄道大ストライキ⁽¹⁰⁾

1886年 Haymarket Affair⁽¹¹⁾

1892年 Homestead Strike⁽¹²⁾

1894年 Pullman Strike⁽¹³⁾

§ 16. The Populists' Party の敗北と共和党政権の確立

上述のように、1900年前後のアメリカの社会は正に累卵の危うきに直面していた。不況はますます悪化するし、汚職は拡大するし、ストライキは続発する。おまけに農産物の価格は低下の一途をたどるのに反し、大企業のみがトラストを通じて、飽くなき利潤の追及になりふりを構わぬ状態であった。どうしても革新的政策を必要とする時期であった。

このような情勢下にあっては、民主党の Cleveland 政権ではどうにもならなかったのは火を見るより明らかであった。更に悪いことには、党内部が金本位制を主張する東部派と、金銀複本位制を主張する西部派の二つに分裂したため政権の継続維持はまず見込みがなかった。

共和党はこのチャンスを見逃がす筈はない。彼らは、1896年の選挙に、もう一度、元連邦軍の軍人であった William McKinley 少佐⁽¹⁴⁾ を候補に立てた。W. McKinley は金本位制と、高関税の維持を政策綱領の中心課題として大々的に選挙戦を開始した。

これに対して民主党は、人民党 (The Populists' Party)⁽¹⁵⁾ の Willian J. Bryan⁽¹⁶⁾ で対抗した。W. J. Bryan は、その美声を駆使して熱弁をふるい聴衆を魅了し、感激させたので西部派は優勢となった。Bryan は彼の演説を必ず「金本位制を要求する者達にこう答えたい。勤労者のひたいにイバラの冠りを押しかぶせてはいけない。人類を黄金の〔金本位制の〕十字架に釘付けにしてはならない」という言葉で結んだ。

W. J. Bryan は大平原の素朴な民衆の間に生まれ、かつ、育ったために、特にすばらしい知識や思想を持っている訳でもなく、優秀な弁護士として名を挙げた訳でもない。また信心は深かったが、決して神学に通じていた訳でもない。いわば、Middle-Americans すなわち、真面目で、平均的なアメリカ人の

一人に過ぎなかった。それだけに不況に悩む民衆、ことに工業化に取り残された大平原の農民達の気持をよく理解もしていたし、その意味で彼らの代表者の存在であった。彼は民主党の政綱の一つである銀貨の自由な鋳造のほか、The Populists' Party の政綱をも取りいれて、その総合的結果を旗印として掲げた。この点に関する限りでは、Bryan が Cleveland の金本位制政策を完全に否定したと見るべきであり、その意味から言うなれば、政策的には一步前進したものとみてよかろう。

ともあれ、Bryan を反共和党派の統一候補としたことは、Bryan が The Populists' Party の推薦候補ではあるが、その彼が、気質的に民主党に最も近く、しかも、その政策の中に民主党の政策を多分にとりいれたという点、極めて微妙ではあるが、同時に、非常に重大な意味がこめられていることに注意しなければならない。すなわち、このことは、The Populists' Party としては、その政策の多くを二大政党の一つに採用させたという点では成功したといえるが、他面、そのことは、政党としての人民党 (The Populists' Party) の存在理由をなくするものであり、人民党の実質上の解党を意味するものであった。事実、人民党は、これ以後、その勢力を著しく弱めることになってしまった。

さて、この Bryan 対 McKinley の決戦は、いわば「人民」対「独占」の対決であったが、結果は意外にも Bryan の大敗に終ってしまった。その理由は、

- (1) 労働者は、農民の要求——インフレを期待する意味で銀の自由鋳造を要求したこと——に反応を見せなかったこと。
- (2) 「保護関税は、労働者を外国の低賃金労働の競争から守り、国民全体に繁栄をもたらすものである」と、説いた McKinley に対し、国民の多数が投票したためであった。このために、南部を除く各地での共和党優位という長期的傾向が確立された。

なお、Bryan 敗北のほかの理由としては、

- (1) 共和党の豊富な選挙資金。
- (2) 長期にわたった共和党の巧妙な宣伝。

(3) 選挙戦の終盤近くなつて景気が回復してきたこと。

(4) 同時に、農産物の価格が上昇してきたこと。

などが指摘できるが、結局は、Yankeeism の風潮が可成り与つて力があつた事実は見逃せない。すなわち、Bryan の主張が、既に工業化し、都市化したアメリカの社会には受け入れられない状況になつてゐたのである。そのために、東部の大工業都市はいゝに及ばず、中西部の発展途上の都市においても、Bryan は完全に敗北を喫したのである。

それに、もう一つ、敗北の原因として無視できない事実は、後年 Bryan が公立学校で進化論を教えることに反対したために、Bryan はじめ、Populism 一般に時代錯誤的な一面があったとみなされたことである。同時に、この Populists の政策を容認した民主党の綱領にも時代遅れの面があった事は否定できない。

要するに、Yankeeism が、各人に意識できない程にまでアメリカ人気質の一部としてとけこんでいたことをだれも気付かず、野党の民主党も、ただ当面の問題である従来の関税論の改革に浮き身をやつしていたのである。

この間の事情を端的に示すものの一つとして、本来ならば、当然思い切った革新政策を掲げなければならない筈の民主党が、1887年、ならびに、1896年の再度にわたる大統領選挙に打ち出した選挙綱領——相も変らず抽象的で、場当たり式の——を見れば充分であろう。なぜならば、これらを一読すれば、Mannerism の弊害は、實にその極に達していたことが一目瞭然であるからである。

PRESIDENT GROVER CLEVELAND MAKES TARIFF REDUCTION THE MAIN ISSUE IN A MESSAGE TO CONGRESS (1887)

Our present tariff laws, the vicious, inequitable, and illogical source of unnecessary taxation, ought to be at once revised and amended. These laws, as their primary and plain effect, raise the price to consumers of all articles imported and subject to duty by precisely the sum paid for such duties. Thus the amount of the duty measures the tax paid by those who purchase for use these imported articles.....

It is not proposed to entirely relieve the country of this taxation.

It must be extensively continued as the source of the Government's income; and in a readjustment of our tariff the interests of American labor engaged in manufacture should be carefully considered, as well as the preservation of our manufacturers. It may be called protection or by any other name, but relief from the hardships and dangers of our present tariff laws should be devised with especial precaution against imperiling the existence of our manufacturing interests.

The reduction demanded should be so measured as not to necessitate or justify either the loss of employment by the working man or the lessening of his wages; and the profits still remaining to the manufacturer after a necessary readjustment should furnish no excuse for the sacrifice of the interests of his employees, either in their opportunity to work or in the diminution of their compensation.⁽¹⁷⁾

RADICAL PLANKS IN THE DEMOCRATIC PLATFORM OF 1896

Recognizing that the money question is paramount to all others at this time, we invite attention to the fact the federal Constitution names silver and gold together as the money metals of the United States, and that the first coinage law passed by Congress under the Constitution made the silver dollar the money unit, and admitted gold to free coinage at a ratio based upon the silver dollar unit.

We declare that the act of 1873 demonetizing silver without the knowledge or approval of the American people has resulted in the appreciation of gold and a corresponding fall in the prices of commodities produced by the people: the enrichment of the money-lending class at home and abroad; the prostration of industry and impoverishment of the people.

We demand the free and unlimited coinage of both silver and gold at the present legal ratio of sixteen to one without waiting for the aid or consent of any other nation.....

We demand that all paper which is made a legal tender for public and private debts.....shall be issued by the government of the United States and shall be redeemable in coin.....

Until the money question is settled we are opposed to any agitation for further changes in our tariff laws, except such as are necessary to meet the deficit in revenue caused by the adverse decision of the Supreme

Court on the income tax..... We declare that it is the duty of Congress to use all the constitutional power which remains after that decision, or which may come from its reversal by the court as it may hereafter be constituted, so that the burden of taxation may be equally and impartially laid, to the end that wealth may bear its due proportion of the expenses of the government.⁽¹⁸⁾

§ 17. 革新的潮流の背景

長期政権確立に一步を踏み出した共和党⁽¹⁹⁾も、その原因は、急激な産業革命の進展と、Yankeeism の拡大によることを充分承知していたが、同時に、この原因が当然もたらす筈の必然的結果に対し、全党をあげて対処しなければならない責任の重大さをどれだけ認識していたかは極めて疑問であった。

それは、Frontier Line の消滅⁽²⁰⁾による国家的基本政策の転換や、百家争鳴に対する社会福祉を中心とする制度改革の問題は、当然、即座に対処しなければならない課題であったが、そのほかに、

- (1) American Indians の問題。
- (2) 黒人問題。
- (3) 移民問題。

などの諸課題についての対策と処理も極めて重要な問題であるにもかかわらず、すべて後手、後手とまわっていた事実は否定できなかったからである。

たとえば、(1)の American Indians の問題については、従来の American Indian 観を早急に改めなければならない事が全国民的な問題となってきていたのであった。

すなわち、従来のアメリカ史の中にあっては、American Indians は自然の一部とみなされ、いわば、森の木のように開拓とともに切り倒されてきたものであるから、Frontier Line の消滅は、同時に American Indians の消滅を意味したのであった。ところが、19世紀末に、自然保護の思想が出現するようになると、人道的問題と相俟って、American Indians 保護の考え方方が強くなってきた。まず1887年の Daws Act⁽²¹⁾ の成立を機に American Indians をアメ

リカ人化そうという試みがなされたが、時勢の急変は、この問題に対し、一層のきめこまかい政策を早急に必要とするに至ったのに、実状は殆んど無策の状態であった。

第二の黒人問題は、従来、黒人を「財産」とみなしてきていたのであるが、南北戦争後は、修正憲法13条⁽²²⁾により、彼らも正式に市民権を獲得したために、Reconstruction Age には選挙権の行使が認められた。そのために、例えば、South Carolina 州では、州議会の過半数の議席を黒人が占めただけでなく、議長席も黒人に占有された程であった。ところが Reconstruction Age が終ると共に、南部旧白人支配層が捲き返えしを行うに至った結果、黒人進出の流れは堰とめられただけでなく、逆流をはじめた。それは、旧 Planters による「白人優位論」が Poor Whites に容易に受け入れられ、1890 年代には、"新" 憲法制定や改正の動きが南部諸州に見られはじめたためである。この「実質的差別」は、Jim Crow Laws⁽²³⁾ に見られる通りであるが、この問題も、も早やこのまま放っておけない事態に立ち至っている有様であった⁽²⁴⁾。

第三の移民問題は、元来、アメリカ発展史の根幹をなす基本的問題の一つであって、アメリカは、これなくしては考えられないと言っても過言ではないのである。

すなわち、Virginia 州民が、その貴族性と優雅さをいくら誇りにしても、いわゆる W. A. S. P.⁽²⁵⁾ がその毛なみのよさを自惚れてみても、石油王や土地成金がどんなに威張ってみても、大統領はじめ、彼らはみな、移民の子孫なのだ。極言すれば、The U. S. A. 国民の全部が移民であったか、その移民の子孫である訳だ。彼らが飢餓、野獣、American Indians、悪天候、病魔、あるいは、その他の内憂、外患を克服して今日のアメリカを築いた苦労はよく判る。だからこそ、自らの既得権益を他からおかされないように大切に守り、その理想像が破壊されないように、異質物の介入を拒む意図もよく判る。それだけに、そこへ、何の犠牲も払わず、何の努力もしなかった第三者がのほほんと入ってくることに対する感情的抵抗もよく判る。

しかし、18世紀後半の国内事情は移民の大量移住を必要とした。工場労働者

の増大と、西部への人口の移動にともなう低廉な労働力の必要のためである。すなわち、1865年には25万人、1880年代には、少ない年でも50万人、多い年には80万人ほどの移民がみられ、全人口も、1865年では3,500万人、1890年には6,300万人と倍増している。この数字は大局的には、The U.S.A.発展のために大きなプラスとなっているのである。それは、それら移民のほとんどが、西欧ならびに北欧からの移住者であって、主として第一次産業の発展に大きく貢献したからである。

ところが19世紀の終末近くになると、南欧系、東欧系のみならず、アジア系の移民も加わるようになって、全般的な事情が大部変ってきた。すなわち、これらの新しい移民は、従来のように西部で農民になるよりは、大都市に住みつき、工場労働者、あるいはその他の都市大衆として生活する者が多くなった。このために、従来の「独立自営の農民の国、アメリカ」というイメージが崩れ、いろいろの面での対立——例えば、旧移民対新移民、農村社会対都市社会、Anglo-Saxon系対東欧および南欧系移民、Protestants対Catholics——が目立ちはじめ、これが労働組合運動に大きな影響を与えるようになった。

更に、この問題にアジアからの移民——特に中国人移民——が一枚新しく加わったことは、この問題を一層複雑なものにした⁽²⁶⁾。それは、1880年の「移民総数の制限」、1882年の「爾後10年間の移民停止」、1902年の「移民の完全停止」等の諸法律に見られる通りであって、その全面的解決は、1962年のThe Revised Immigration Actまで待たなければならない状態であった⁽²⁷⁾。

以上の事実を見ても判る通り、19世紀末の移民問題は、正に難問中の難問といわざるを得なかった。元来、アメリカの移民政策は、使用者側の希望する低廉な労働者の需要と、労働者側の要求する低廉な労働力の拒否という、二律背半的な緊張の上にすすめられてきたという事実をよく理解した上で進めなければならない課題であった。

上述のような数多くの緊急問題を抱えたThe U.S.A.は、好むと好まざるにかかわらず、革新運動を敢然と進めなければならぬ情勢に立ち至ったのである。

ところが、次節に述べる歴史上のちょっとしたハプニングは、上述の諸課題を含めて、総合的に政策を樹立しなければならない状態に立ち至ったことを意味している。

§ 18. 転機と外交政策

1898年2月15日、Cubaにおけるアメリカ市民権の保護⁽²⁸⁾の名目で Havana 港内に停泊していたアメリカの軍艦 Maine 号⁽²⁹⁾が原因不明の爆発のために沈没すると、“Remember the Maine!”なる相言葉と共に米西戦争がはじまり（1898年4月）、4カ月にしてアメリカは Spain 艦隊を破り、12月の Paris 条約で、Cuba の独立、Phillipine 群島、Guam 島、Porto Rico 等のアメリカへの割譲を決めた。

これは、歴史的には小さな戦争と呼ばれているものであるが、内容的には、次の二点から見て非常に重要な戦争であった。

- (1) 太平洋のかけ橋のきっかけとなった⁽³⁰⁾。
- (2) 国民の眼を内政問題から外交問題にそらした。

この点を、歴史的に説明すると、前に触れた Turner 理論による国内の Frontier の消滅と共に、The U. S. A. は新 Frontier を海外に求めざるを得なかったという歴史的必然の当然の帰結と言える。そこで、この理論は、先見の明のある政治家、軍人、学者、あるいは牧師などによって説かれたのであるが、その第一人者は Alfred T. Mahan⁽³¹⁾ である。彼の leadership により、米海軍は「沿岸防備」から「敵艦隊撃滅」へと方針を転換させた。この初期の段階におけるハプニングが Maine 号の爆発であった訳である。

この米西戦争にはじまるアメリカ外交政策の転換により、国民の眼は国外問題に向かざるを得なかつたのであるが、20世紀に入ると一時忘れられていた国内政治への批判と不満が再び浮上してきた。

その動因としては、§ 14. に述べた百家争鳴の後継者達は数的にも、質的にも大きな力となってきて、その争点も、社会的害悪と欠陥に集中されたことを挙げなければならない。

その戦士達は、哲学者・教育者の John Dewey,⁽³²⁾ 政治学者・歴史学者の Charles A. Beard,⁽³³⁾ 経済学者の John R. Commons,⁽³⁴⁾ 歴史学者の James H. Robinson,⁽³⁵⁾ Muckraker の Lincoln Steffens,⁽³⁶⁾ Ida Tarbell,⁽³⁷⁾ Upton Sinclair⁽³⁸⁾ などである。

以上の社会改革者達の思想を政治に持ちこもうとした人々は、自ら革新主義者と称したので、そのような政治運動は革新主義運動と呼ばれたのである。この運動は、まず市政、あるいは州政のレベルで展開された。

市政の改革を目指した人達としては、Samuel Jones,⁽³⁹⁾ Tom Johnson,⁽⁴⁰⁾ 州政府レベルでは、Robert M. La Follette,⁽⁴¹⁾ Joseph W. Folk⁽⁴²⁾ などが有名である。

これらの改革者達は、巻末の註で説明したように、それぞれ充分以上の効果をあげ、実績を積み重ねたのであるが、時勢の変化は、それらの革新案を全国的な視野、すなわち、連邦政府の立場から、ドラステックに推進しなければならない状態になっていた。

要するに、革新運動家達は、「南北戦争以後の急速な工業化の歪みを、国家の政策である程度是正し、国民全体の福祉を向上させることが第一であると考えた。そのためには、従来の政策から思い切って離反した政策をとらなければならない。さもないと、アメリカの社会は、ますます不安になってゆき、時と場合によっては、革命も起こるかも知れない」という認識の上に立っていたのである。

(未 完)

《註》

- (1) Andrew Jackson (1767—1845) : 第7代アメリカの大統領。N. Car. 州に生まれ、独学で弁護士となり、1796年下院議員。英米戦争では民兵として New Orleans で英軍を破り勇名をはせ、1817年 Spain 軍に対抗し、東 Florida を征服、'21年に Fla. 知事となり、'29年に大統領に当選して二期つとめた。彼は、党員を行政官に任命する先例を開いたが政策の根本は Jefferson 流の農本主義の堅持であった。
- (2) James Abraham Garfield (1831—81) : 第20代アメリカ大統領。Ohio 州生れ。貧より身を起こし、南北戦争に参加。'60年～'80年間を下院議員をやり、'81年に共和党からおされて大統領になったが、在職4カ月で暗殺された。

- (3) Chester A. Arthur (1881—85)：第21代アメリカ大統領。Union 大学卒業後、New York 市で弁護士開業。南北戦争中 New York 経理局長、New York 税関長。清廉潔白で有名。James A. Garfield の副大統領になったが ('81), Garfield が暗殺されたため大統領に昇格。官吏任用制度の改革に業績をあげた。
- (4) James G. Blaine (1830—93)：Washington 大学卒業後 Maine 州で新聞記者。'63年から州会の下院議員や議長、或いは上院議員などを歴任した後、J. A. Garfield 大統領の時、国務長官になったが、大統領暗殺と共に辞任。'84年の大統領選に共和党候補に指名されたが、Stephen Grover Cleveland に破れる。次に Harrison 大統領の下に再び国務長官になり、ラテン・アメリカ諸国との外交調整、汎米会議、互恵通商条約、ベーリング海問題の解決に貢献した。著書としては *Twenty Years of Congress* (1884—86) 二巻あり。
- (5) Union Pacific 鉄道建設にあたり、その建設を担当した Credit Mobilier 会社が、共和党議員を多数買収した事件。
- (6) Benjamin Harrison (1833—1901)：第23代アメリカ大統領('89—'93)。第9代大統領 William Henry Harrison の孫。Miami 大学卒業後弁護士となり、南北戦争に従軍し、准将となる。戦後上院議員 ('81—'87)，ついで大統領選挙戦で、Cleveland を敗って当選 ('88)，高率の保護関税などの伝統的共和党政策を忠実に施行し、外に第一回汎米会議を開催し共和党のために尽したが、次回の選挙には Cleveland に敗れ ('92)，弁護士に戻った。主著として、*This country of ours* (1897)；*View of an ex-President* (1901) などがある。
- (7) 「Sherman 反 trust 法」は Harrison 政権下に成立した殆んど唯一の改革法であるが、これは、法文にあいまいの点が多く、独立企業の横暴を防ぐどころか、全国的労働組合を各州間の共同謀議とみなして、これを取り締まったために、かえつて立法の趣旨に逆行する結果を招いた。
- なぜならば、本法制定と共に、独立会社は Stock Holding Company に形を変えて独占を益々強化したからである。すなわち、New Jersey 州は当時、州財政救済のために、寛大な法人法を作っていたので、Standard Oil Co.；American Sugar Co.；The U. S. Steel Co. etc. の大企業は、New Jersey を名目上の本社所在地として、つぎつぎと Stock Holding Co. を設立したので、20世紀のはじめには、'92の大会社がアメリカ産業の大部分を支配し、そのうち24社は同種産業部門の80%を支配するという独占の時代を築きあげた。
- これは、企業の能率増進にはプラスであったが、社会的には、これに反対する労働運動や農民運動の高まりを招いたのは当然であった。
- (8) Pullman Strike：1892年の選挙では、結局、Cleveland が当選したが、翌93年に深刻な不況が到来した。このために労使間の対立は激化し、まず Pittsburg の

Homestead の Strike が起り、ついで Chicago 近郊の Pullman 寝台車車輛会社に波及した。これは大幅な賃金カットが直接の原因であるが、アメリカ鉄道組合が同情ストを敢行したため、中西部一帯の大規模な鉄道ストに発展した。これに対し、Cleaveland は、2,000 名の連邦軍を出動させて Strike を押しつぶしてしまった。しかし、世評は、連邦政府を労使間にあって公平な中立者ではなく、企業の味方であるという立場に立った。

- (9) 註(5)参照。
- (10) Baltimore-Ohio 鉄道をきっかけとしてはじまった大がかりの鉄道ストライキ事件 ('77年7月16日) であるが、2週間後に軍隊の出動によって鎮圧された。
- (11) 1886年5月、Chicago の Haymarket 広場でマコーミック刈取機会社の strike に対する警察の暴力干渉への抗議集会の最中、何者かが警察隊に爆弾を投じ、多数の死傷者を出した事件を言うのであるが、この事件は The Knights of Labours のほか、外国生れの無政府主義者によって指導されたといわれるし、そのために、The Knights of Labours は社会主義であると、世人に非難され、急激に没落するきっかけとなった。
- (12) Carnegie 製鋼会社が組合弾圧の挙に出たために起ったものであるが、これと不評判の McKinley Tariff 事件と相俟って共和党は人気を失い、第22代の大統領には民主党の Cleaveland が当選することになる。
- (13) 註(8)参照。
- (14) William McKinley (1843—1901)：第25代大統領 (1897—1901)。南北戦争に従軍後、下院議員となり、保護関税を支持して、いわゆる McKinley Tariff を提案。そして大統領に当選すると、Spain 戦争 ('98) により、Phillipin と Puret Rico の獲得、Cuba の独立、Hawaii の合併 (1900) という外交的手腕を充分に發揮した。そのほか、中国に対する門戸開放政策の支持、金本位制の確立 (1900) など数々の功績を示して、同年に第二期大統領に再選されたが、Buffalo で無政府主義者に狙撃されて死去した。
- (15) The Populists：1892年の大統領選挙に際して、主として農民の利益を代表する第三党として結成されたアメリカの政党で、People's Party とも言われている。Omaha (Neb.) における全国大会においては、「腐敗は投票箱、州議会、連邦議会を支配し、法廷に及び、新聞は買収され、世論は沈黙し……」なる綱領を掲げ、銀の自由鑄造による通貨の増加発行、鉄道ならびに電話・電信の国営、累進所得税の提案、上院議員の直接選挙、秘密投票の採用などの進歩的政綱を掲げ、James B. Weaver (1833—1912) を大統領候補に指名し、100万票以上の投票を得た。しかし1896年の選挙では民主党に吸収され、消滅したが、その政綱の大部分は革新主義運動を通じて実現された。

- (16) William Jennings Bryan (1860—1925) : Illinois 大学 (1881) 及び Chicago Union 法科大学卒業 ('83) 後弁護士となる。その後、下院議員、Omaha の World-Herald 誌の編集長となり、銀の自由鑄造を主張する。1896年、民主党から推されて大統領候補となるが、William McKinley に敗れ、1900年再度指名を受けたが、再敗。しかし、革新主義者として、独占資本に大脅威を与えた Commoner を発行 (1901)、三たび民主党大統領候補の指名を受けたが、Taft に敗れた (1908)。最後に Wilson の国務長官となり、上院議員の直接選挙、累進所得税の賦課、婦人参政権の実現に寄与した。
- (17) ((大意)) 大統領グローヴァ・クリーヴランドが関税引下げを主張した教書 (1887 年)

必要のない課税の、悪い、不公正な、そして不当な根拠となっているわが現行関税法は、直ちに改訂され、修正されなければならない。これらの法律は、その主要な、明白な結果として、関税のかかるすべての輸入商品は消費者に対し、関税支払分だけの価格を高めているのである。いわば関税の総額は、これら輸入商品を使用する人々に税金として割り当てられていることになる。……

これは、課税を全廃せよと言っているのではない。その大部分は、政府の財源として当然継続されなければならないし、この関税の調整にあたっては、国内の製造業者の保護は言うに及ばず、製造工業に従事するアメリカ労働者の利益を充分考慮した上でなされなければならない。その名は保護貿易と呼んでもよからうし、また外に何と呼んでも構わない。ただ、現行の関税法から生ずる困難と危険を除去しようとする改正法を立案するに際しては、わが国の製造業者の存立を危くしないよう特別の注意を必要とする。……

ここに要請する課税の引き下げの立法化にあたって、労働者側の失職と賃金の低下をともなうこととは絶対に避けなければならない。同時にまた、使用者側にこのような口実を与えないように留意しなければならない。もし、必要な関税率調整後に、なお、生産者側に利益が残るとしても、それは、労働者達の働く機会、または、給料の低下のいずれかの面で、彼らを犠牲にしたためであるから、その点に関しても、製造業者側の弁解の余地を与えるようなものであってはならない。

- (18) ((大意)) 1896年の民主党の選挙綱領における急進的諸条項

今日、通貨問題が最も重要と見做されるので、われわれは、連邦憲法が金と銀の両方を合衆国の貨幣の地金と指定し、更に、憲法のもとに連邦議会で承認された最初の铸貨の法律が銀のドル貨を貨幣の単位となし、銀のドル単位を基準とした一定の比率で金貨の自由鑄造を認めたという事を想起して貰いたい。

国民に何も知らせず、したがって、その承認も得ずに銀の流通を廃止した1873年の法律のために、金は騰貴し、国民の生産した商品の価格は下落し……内外の金貸

し階級を富まし、国内産業の衰退と国民の窮乏をもたらした事をわれわれはここにはっきりと宣言する。……

われわれは、いかなる他国の助力もしくは同意をまつまでもなく、現行の16対1の法定比率をもって銀および金が自由かつ無制限に铸造されることを要求する。…

われわれは、公私の債務の支払いのための法貨と認められているすべての紙幣は……合衆国政府によって発行されるべきであり、かつ硬貨と兌換されるべきことを要求する……

この通貨問題が解決されるまでは、われわれは、わが国の関税法の改変を要求するいかなる運動にも反対する。ただし、所得税法に関する最高裁判所の違憲判決によっておこるべき歳入不足に応ずるために必要であるときは、この限りでない。……われわれは、右の違憲判決のちにも、連邦議会の有すると認められるあらゆる憲法上の権限および、その判決が今後裁判所により破棄された場合に、連邦政府に認められる憲法上のあらゆる権限をもちいて、富裕者に政府費用の分相応の負担を課す意図のもとに、課税負担が平等に、公平に課せられるよう、連邦議会が努力することはその義務であると、ここに宣言するものである。……

- (19) 1877年に William Mckinley が第25代の大統領に就任して以来、1933年の第31代大統領 Hervert C. Hoover までの7代35年間に、民主党は下表のように、1913年から1921年までの一回だけを Woodrow Wilson (第28代・2期8年間) で勝利をおさめているだけである。

代	大統領氏名	就任年	政党名
25	W. Mckinley	1899	Rep.
26	T. Roosevelt	1901	Rep.
27	W. H. Taft	1909	Rep.
28	W. Wilson	1913	Demo.
29	W. C. Harding	1921	Rep.
30	C. Coolidge	1923	Rep.
31	H. C. Hoover	1929	Rep.

- (20) 1893年の Chicago のアメリカ歴史学会で、Wisconsin 大学の F. J. Turner 教授が、「……Frontier はもうこの国勢調査報告の中に記載する場所がなくなった」と声明したことは、一つの大きな歴史的運動の終結を物語っている。それは、これまでアメリカの歴史のほとんどは西部にあって東部にあったのではない。そしてアメリカ民主制の起源はヨーロッパの伝統にあったのではなく、西部の荒野にあった

のだ」と言うのである。これがいわゆる Turner の Frontier 理論と呼ばれるものであって、彼は「Frontier Line がなくなったら、アメリカの社会はどうなるのか?」と心配したのである。彼は、この論文の最後を次の言葉で結んでいる。「今や、America 発見から4世紀たち、憲法制定後100年の生活を過した今日、Frontier は消滅し、それと共にアメリカ史の第一期は終ったのである」。このことはアメリカの社会がある大きな変化を確実に必要としていることを予言しているのである。

- (21) 1887年に制定された法律で、その内容は、従来の Indian 対策にいろいろと反省を加えた結果、「従来欠陥が多かったと思われた Indian 部落を、他の保留地（共同土地使用を認めている）から切り離し、個人土地所有を実行させることにより、狩猟、漁労の生活から農業生活に変えさせよう」としたものである。

- (22) 憲法第13条：

ARTICLE XIII

Section 1. Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.

Section 2. Congress shall have power to enforce this article by appropriate legislation. [1865]

((大意))

第一節 奴隸および本人の意に反する労役は、犯罪に対する刑罰として当事者が適法に宣告を受けた場合を除くほか、合衆国内、あるいは、その管轄に属するいずれの地にも存在してはならない。

第二節 連邦議会は、適當な法律の制定によって、本条の規定を施行する機能を有する。[1865年]

- (23) 1890年頃に南部の農民運動が頂点に達すると、白人側から黒人の選挙権を法的に剥奪したいという要求が強く出てきて、新憲法制定や憲法修正などがたびたび行われた。Jim Crow Act もその一つであって、「一定の期間の居住証明ならびに有権者登録証明書の提出、罪人の選挙権剥奪、人頭税、文盲テスト、祖父条項、政党予選よりの除外、等を内容としたもので、要するに法令によって、黒人を社会的にも白人と分離しようとしたものである。

- (24) “Separate but Equal”なる原則の下に遂行された黒人差別は、黒人側の不満、反抗、動乱を惹き起こし、遂には第二次世界大戦ならびに朝鮮戦争には殆んど收拾不可能な状態に立ち至ったのである。

- (25) W. A. S. P.=White Anglo-Saxon Protestants.

- (26) これは、「犯罪人、浮浪者、精神障害者、その他、好ましからぬ者の移住を排除

- する」という趣旨の法律の成立をいう。これは、3年後には、更に「専門職、熟練工、家事労働者を除き、契約労働者の移住を禁止する」ということになる。
- (27) 元来、中国人移民は、絶対量から言えば、そう大した数ではなかったが、1882年の中国人移民排斥法は、「その人種を問わず、凡そ圧迫された者への機会を提供する」というアメリカの建て前を原則的に崩したものとして注目しなければならない。
- (28) Cuba はもともと Spain の植民地であったが、Spain の圧政に苦しむ Cuba 人の独立運動にアメリカは同情していた。そこでアメリカは Cuba に砂糖の栽培、その精製、そして鉱山などに巨額の投資をしており、経済的利害からも Cuba の独立運動を支持していた。
- (29) 1895年竣工。6,682トンの新鋭艦であるが、1898年2月15日 Cuba の Havana 港内で原因不明の爆発と共に沈没し、260人のアメリカ将兵が死亡した。
- (30) 太平洋上に突き出たアメリカの橋頭堡で、Pearl Harbour, Midway, Guam, Manila をつなぐ航路と基地の確立を意味していた。
- (31) Alfred Thayer Mahan (1840—1914)：海軍軍人、海戦史家。1859年海軍兵学校卒。'85年大佐、'96年退役、'98年米西戦争に復役・従軍、その後 United States Naval War College で歴史・兵法を講じ、学長となる。著書としては、*Influence of Sea Power upon History, 1660~1783* (1890)；*Influence of Sea Power upon the French Revolution and Empire, 1793~1812* (1892)；*Life of Admiral Farragut* (1894)；*Life of Nelson* (1897) etc. が有名。
- (32) John Dewey (1859—1952)：Vermont 州生れ、Huxley の進化論に影響され、「唯物論の哲学的仮説」を発表後、John Hopkins 大学で哲学博士。彼の主張は「哲学は哲学者の諸問題を処理するための方法となった時、自己の健康をとりもどす」と言うのである。そこで、「それは、絶対とか抽象的思弁を脱し、日常性哲学との生きた全体的結合が問題となるし、その解決には Creative intelligence が必要となる」と主張するので、彼の哲学は Instrumentalism とか Practical idealism といわれる。
- (33) Charles Austin Beard (1874—1948)：政治学者・歴史学者。Indiana 州生れ。Oxford や Columbia などで学び1915年 Columbia 大学教授。著書には *The Rise of American Civilization* (1927—42)；*American Foreign Policy in the Making* (1932—40)；*The Republic Conversation on Parliament* (1944)；*Basic History of the United States* (1945)；etc. があって太平洋問題に関する権威者。
- (34) John Rogers Commons (1862—1945)：経済学者・法学者。John Hopkins 大学卒業後、Indiana 大学・Wisconsin 大学などの教授を歴任。Veblen (アメリカ

- 文化論(II) p. 19, 註(31)参照) の影響を受け, 制度経済学の理論体系の確立と労働法の研究に貢献している。著書には *Legal Foundation of Capitalism*(1924); *Institutional Economics* (1934); *Labour Legislation* (1918); *History of Labour in the U. S. A.* (1918) etc. がある。
- (35) James Harvey Robinson (1863—1936): Bloomington, Ill. 生れの歴史学者・教育家で, Columbia 大学の教授 (1892—1919) をやったあと Organizer of and lecturer in New School for Social Research, New York City (1919—21) となる。歴史教授法に新説を出した点, 世人の注目を浴びた。著書に *Introduction to the History of Western Europe* (1903) はじめ *The Ordeal of Civilization* (1926) などの名著がある。
- (36) Lincoln Steffens (1866—1936): San Francisco 生れの journalist. *New York Commercial Advertiser*; *Mclure's Magazine*; *American Magazine* などの Editor として社会改良を進言する。
- (37) Ida Minerva Tarbell (1857—1944): Erie County, Pa. 生まれの作家で, *Short Life of Napoleon Bonapart* (1895) 以下 *All in the Day's Work* (1939) まで数冊の名著あり。
- (38) Upton Sinclair (1878—1968): Baltimore 生れの作家。苦勞して Columbia 大学卒。*The Jungle* (1906) が best seller になり, その印税 30,000 ドルで New Jersey 州に Helicon Hall なる新しき村をつくり, 後, Calif. 州知事選にも出馬した。彼は小説家と呼ぶよりは, むしろ偉大な journalist であった。文学作品としては, *King Coal* (1917); *The Profits of Religion* (1918); *The Brass Check* (1919); *The Story of a Partot* (1920); *They Call Me Carpenter* (1922); *Boston* (1928); *American Outpost* (1932); *World's End* (1940); *The Return of Lanny Budd* (1953) など有名な作品多数あり。
- (39) Samuel Jones (1846—1904): 英国 Wales 生れ, The U. S. A. へ来て, 各種の労働にたずさわり, 苦勞したあと, Toledo 市長になり (1897—1904), 市政から腐敗と不正を追放するのに努力した。
- (40) Tom Loftin Johnson (1854—1911): Georgetown, Ky. 生れの政治家。下院議員 (1891—95), Cleveland 市長 (1901—1909) などを経て, 能率化による市制改革を提唱したことで有名。
- (41) Robert Marior La Follet (1855—1925): アメリカの政治家・弁護士 (1880), 下院議員として共和党の伝統政策である保護関税を支持したが, 再び弁護士となり, 次第次第に革新的イデオロギーを身につけるに至った。Wisconsin 州知事 (1901—4) になった時, その州の直接選挙, 税制改革, 鉄道運賃規制等々の政策を打ち出し, それを実行した。上院議員 (1906) になると, ますます革新運動を押し

進め、上院議員の直接選挙、累進所得税の賦課等の点で、大体 Wilson の政策に同調したが、外交政策には反対し、The U. S. A. の参戦には極力反対、更に国際連盟にも反対して革新党を組織（1924）して大統領に立候補したが落選してしまった。

(42) Joseph Wingate Folk (1868—1923) : Brownsville, Tenn. 生れの政治家・法律家。Mo. あるいは Washington D. C. などで政界、法曹界の腐敗と不正の根絶を提唱し、可成りの反響をまきおこした。